

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

申告準備はお早めに！ 市県民税の申告

申告期間 2月1日(月)～3月15日(月) 【確定申告は2月16日(火)～3月15日(月)※】

市役所本庁申告会場待ち状況はこちらから▼



※確定申告A様式の受付を市役所で行う期間です。確定申告B様式、住宅ローン控除初年度の方は税務署での申告となります。

申告は、市県民税だけではなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、公営住宅の家賃、認可保育園の保育料などを算定する基礎となるほか、所得証明書などを発行する際の資料となる大切な手続です。必要書類をご準備いただき、期間内に申告してください。

市民税課 普通徴収係 ☎(21)11119

■申告する所得の対象期間

令和2年1月1日～

令和2年12月31日

■申告が必要な人

令和3年1月1日現在

別府市に住所を有し、次のいずれかに該当する人

①収入がなかった人(学生、休職中、預貯金で生活など)

※市内に住所を有する親族の扶養控除の対象であれば申告不要

②非課税収入(雇用保険、児童扶養手当、労災保険、老齢福祉年金)があった人

③初めて非課税収入(遺族年金、障害年金)を申告する人

④給与、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人やその他20万円以下の所得がある人

所得が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、各種控除を追加申告する場合は市県民税の申告が必要です。

⑤給与、公的年金等所得者で、これ以外に所得があった人

⑥給与支払報告書や公的年金等支払報告書が市に提出されていない人

⑦営業、農業、不動産、配当雑(公的年金等以外)、一時などの所得があった人

※確定申告(所得税)をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。ただし、確定申告した上場株式等の配当所得等の申告不要制度を選択する場合は、併せて市県民税の申告が必要です。

※合計所得一千万円超で確定申告が必要でない人について、市県民税申告で

同一生計配偶者の追加申告をしないと、配偶者が未申告となる場合があります。

■申告にお持ちいただくもの

◎印鑑

◎マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバー「通知カード」と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カードなど)

◎所得の計算に必要なもの
・給与、公的年金等所得者は源泉徴収票、給与明細書など
・営業、農業、不動産所得者は売上経費月別明細表、収入・必要経費が分かる帳簿や書類など

◎所得控除に必要なもの
・令和2年中に支払った国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの証明書
・令和2年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳
・医療費控除の明細書など
・寄付金受領証明書など

■事業主の方へ

給与支払報告書の提出は、2月1日(月)まで(締切厳守)

令和2年中に給与、賃金、賞与などの支払いをした人中、令和3年1月1日現在、別府市に住所を有している人の給与支払報告書を2部作成し、2月1日(月)までに市民税課特別徴収係34番窓口へ提出してください。

※給与支払報告書等には法人番号や個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。記載漏れのないようお願いいたします。

※提出時必要な総括表などは市ホームページからダウンロードできます。

市民税課特別徴収係 ☎(21)11119

場所	期間	
市役所 レセプションホール(1階) ※市民税課33番窓口は開設しません。	2月1日(月)～3月15日(月)	
出張申告	南部地区公民館	2月2日(火)
	サザンクロス	2月3日(水)
	北部コミュニティセンターあすなろ館	2月4日(木)、5日(金)
	朝日大平山地区公民館	2月9日(火)、10日(水)

※市役所本庁のみ申告会場の待ち状況をインターネットで確認できます。

申告の受付場所

※期間中、時間帯によって窓口が混み合うことがあります。

市役所での申告 9時～16時
出張申告 9時～15時
※土・日曜日、祝日を除く。

令和3年度の税制改正

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件
 - ・基礎控除の見直し
 - ・給与所得控除の見直し
 - ・所得金額調整控除(新設)
 - ・公的年金控除の見直し
 - ・非課税範囲の改正
 - ・「ひとり親控除」の適用
 - ・寡婦控除の見直し
- ※詳細はホームページなどでご確認ください。

2月17日(水)11時から試験放送

緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため、国がJアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します。

放送日時 2月17日(水) 11時～

放送場所 市内10か所のサイレンスピーカー

※試験放送ですのでお間違いのないようお願いいたします。

※放送内容が不明の場合は、テレホンサービス

☎0180-999-273まで。

☎ 防災危機管理課 ☎21-2255

農地農業相談

日時 1月21日(木)
13時30分～15時30分

場所 市役所4階
農業委員会室

内容 農地、農業に関する
相談など

相談員

農業委員、
農地利用最適化推進委員

※要予約。1月13日(水)まで

に電話で左記へ申込み

☎ 農業委員会事務局

(21) 1178

ごみ収集について

■ 祝日のごみ収集

1月11日(月)は、当該対象地区のもやすごみ、古紙・古布の収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しくください。

収集日はごみカレンダーにも掲載しています。必ず確認のうえお出しくください。

■ 降雪時のごみ収集

積雪などで通行止めにならない限り原則として通常通りの収集を行います。道路の積雪状況などで収集時間が通常と異なることがありますのでご了承ください。

ごみを出す際には転倒などしないよう十分ご注意ください。

また、身に危険を感じる際は無理をせず、次回収集日に出すなど安全確保をお願いします。

☎ 環境課清掃事務所

(66) 5353

別府四季のカレンダー

令和3年版の別府四季のカレンダーは、新型コロナウイルス感染症の影響により発行していません。

☎ 秘書広報課 (21) 1123

国税の納税の緩和制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合や災害により財産に相当の損失を受けた場合など、所定の要件に該当するときは、税務署に申請することにより、「納税の猶予」などの納税の緩和制度が適用される場合があります。

国税の納税に関し、税務署での相談を希望する場合は、税務署に電話予約をしてください。

納税の緩和制度に関する

詳しい内容や、必要な書類などについては、国税庁ホームページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」
HP 国税庁ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」
HP https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konan.htm

別府税務署
☎(23) 2111
※自動音声案内

確定申告についてのお知らせ

令和2年分の所得税の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、税務署内の確定申告相談会場では、当日配布の整理券による入場制限を行いますので、屋外で長時間並ぶ場合や、その日のうちに会場に入れない場合も想定されます。

自宅からインターネットを利用して国税に関する各種手続(①所得税、贈与税、

消費税等の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求等)ができる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」をぜひご利用ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

HP <https://www.e-tax.nta.go.jp>

別府税務署
☎(23) 2111
※自動音声案内

令和3年度 別府市入札参加資格申請の受付

令和3年度に別府市が発注する工事・物品購入・施設管理などの入札参加業者の資格審査申請の受付を行います。

提出期間 2月1日(月)～28日(日) ※郵送は2月28日(日)必着

期間後は原則として受付はできません。

※いずれの申請も、提出書類を土・日曜日、祝日にお持ちになる場合は市役所の宿直へ。

	工事・コンサルタント	物品など	施設管理業務など
業種	(1) 建設業者 (2) 建設コンサルタント等業者	物品の買入れ、製造請負(工事請負以外)、リース・レンタル、その他サービスなど令和2年度に申請していない業者	設備運転、ビル清掃、警備、貯水槽清掃、消防設備保守、害虫などの駆除、空気環境測定、一般廃棄物処理など
資格有効期間	【(1) 建設業者】 令和3年5月下旬～令和4年3月31日(約1年間) ※令和2年度に登録済みの建設業者は、資格有効期間が令和4年3月31日までのため、業種の追加等がなければ申請をする必要はありませんが、市内に事業所のある建設業者は、市税納税(完税)証明書等を提出する必要がありますのでご注意ください。 【(2) 建設コンサルタント等業者】 令和3年5月下旬～令和5年3月31日(約2年間)	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年間) ※令和2年度に登録済みの業者は、資格有効期間が令和4年3月31日までのため、今回の申請は不要です。	
申請条件	【共通】 ①大分県が今年度に行う競争入札参加資格審査の申請を行っていること、または申請日の属する年度における大分県の競争入札参加資格を有していること。 ②市税を完納していること。 ③その他指定する資格要件を満たしていること。 【(1) 建設業者】 ①令和3年2月1日現在において、建設業法の規定第3条に定める国土交通大臣または各都道府県知事の許可を受けている者 ②令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間を審査基準日とする総合評定値通知を国土交通大臣または各都道府県知事から受けている者 【(2) 建設コンサルタント等業者】 ①令和3年2月1日現在において、営業を開始している者	①法令上、許可などを必要とする業種の場合は、それらの許可などを得た者であること。 ②店舗または事業所を有し、令和3年1月1日現在、同一業者で引き続き2年以上健全な経営を継続していること。 ③市税及び消費税を完納していること。 ④その他指定する資格要件を満たしていること。	
提出書類・提出先	競争入札参加資格審査申請書など 契約検査課建設管理係 ☎21-1264	競争入札(見積)参加資格申請書など 契約検査課用度係 ☎21-1265	競争入札参加資格審査申請書、経営事項審査表、技術者名簿など 総務課管財係 ☎21-1118
	※郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒(長3)を同封してください。 (注) 工事・コンサルタントは受付票の返信を希望する場合のみ		
	諸用紙は各担当課窓口のほかに市ホームページでダウンロードもできます。 HP https://www.city.beppu.oita.jp/ トップページ→「産業」→「入札・契約」→「競争入札参加資格(業者登録)」→各項目		

その他の入札参加資格申請の受付

「上下水道局が発注する下記の物品購入・業務委託」、「広域圏事務組合」には別府市とは別途に申請が必要です。

提出期間 2月1日(月)～28日(日) ※ 郵送は2月28日(日)必着

期間後は原則として受付はできません。

※提出書類を土・日曜日、祝日にお持ちになる場合、上下水道局は上下水道局の宿直へ、広域圏事務組合は市役所の宿直へ。

	上下水道局		別杵速見地域広域市町村圏事務組合
	業務委託	物品など	
業種	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金等徴収業務（水道メーター検針、料金収納など） 漏水調査業務 上水道施設維持管理業務 下水道施設維持管理業務 その他上下水道事業に関連する業務（水道配水池清掃業務・下水道管清掃業務など） 	上下水道局が発注する下記の物品購入など 分類 上下水道用材 内容 水道メーター、弁栓類、漏水防止機器、ろ過材料、その他上下水道用機械器具	物品、施設管理、建設工事、コンサルタント 【申請条件】 別府市の入札参加申請条件に準じる
資格有効期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）		【コンサルタント】 令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間） 【コンサルタント以外】 令和3年4月1日～令和4年3月31日（1年間） ※令和2年度に登録済みの業者は今回の申請は不要です。ただし圏域内に事業所のある建設業者は、市税納税証明書等（提出期間内発行のものに限る）を提出する必要があります。
提出書類等	提出書類及び提出方法などの詳細については、 <u>1月4日(月)</u> から各々の窓口や下記の公式ホームページでダウンロードできます。		
	上下水道局総務課契約資産係（上下水道局2階） ☎ 23-3108 HP http://www.city.beppu.oita.jp/suido/	別杵速見地域広域市町村圏事務組合（別府市役所4階）☎ 21-1126 HP http://www.bekkihayami-oita.jp/	

別府市立 小学校・中学校 新入学のご案内

【入学対象】

- 新小学1年生
平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
- 新中学1年生
平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ
※いずれも別府市に住民登録をしている子ども

【受付場所】 入学通知書で指定した学校

※対象者宛てに入学通知書を1月中に郵送します。通知書が届かない場合は下記へお問い合わせください。

【受付日】 入学式の日

※入学式までに住所などに異動があった場合は、市民課で住民異動届の写しを受け取り、入学通知書と一緒に下記までお持ちください。

☎ 学校教育課（市役所5階） ☎ 21-1574

別府市立 幼稚園の入園手続きはお済みですか

【入園対象】

- 平成27年4月2日～平成28年4月1日
- ※東山幼稚園は平成27年4月2日～平成30年4月1日までに生まれ、別府市に住民登録している幼児
- ☎ 各校区の小学校に併設された幼稚園（印鑑をお持ちください。）

4月からの交通安全指導員募集

子どもたちが安全に登校できるように指導・見守りをしていただける人を募集しています。



- 募集校区 南小、南立石小、春木川小、大平山小、朝日小
- 指導時間 授業日の7時30分～8時30分（約1時間）
- 応募締切 1月22日(金) 謝礼 10万円（年額）
- 内容 小学校付近の交差点などで子どもが安全に横断できるよう指導（※経験・性別は問いません。）

☎ 防災危機管理課 ☎ 21-2255

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付証明書の送付

令和2年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付証明書を1月下旬に郵送します。

納付証明書は、令和2年分確定申告と、令和3年度市申告の際に**社会保険料控除（納めた全額が対象）**を受けるために必要です。この納付証明書は、普通徴収で納めた分のみを記載しています。特別徴収（年金からの引落し）で納めた分の納付証明書は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

障害年金、遺族年金から特別徴収されている分は、年金支払者から源泉徴収票が送付されません。納付証明書が必要な人は、各担当課までお問い合わせください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

保険年金課
☎11148

介護保険料
高齢者福祉課
☎11463

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事などで納付や手続に行けない」などで困りの人のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 1月6日(水)、21日(木)
17時30分～20時

国民健康保険
☎11148

国民健康保険証の発送

70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人（昭和26年1月2日～昭和26年2月1日生まれ）へ、令和3年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を1月下旬に郵送します。

国民健康保険
☎11148

空き家相談会(要予約)

空き家の管理、利活用、解体など空き家所有者の相談を、土地家屋調査士・宅地建物取引士・行政書士がお聞きします。小さな問題、大きな問題、あなたの空き家の悩みを一緒に解決しませんか。
※マスク着用。検温を行います。

日時 1月19日(火)

13時30分～16時30分

場所 市役所3階

3F-1会議室

申込方法 電話、メール、左記窓口で予約

建築指導課
☎11114

☐bug-co@city-beppu.lg.jp

空き家バンクに登録しませんか

別府市では、空き家を活用し、移住や定住を検討している人を支援するために「空き家バンク」制度を実施しています。別府市に空き家をお持ちで、有効活用したいという人からの情報提供をお持ちしています。

建築指導課
☎11114

別府版エンディングノート「これからノート」配布中です

お気持ちの整理や「これから」のライフプランニングに、このノートをご活用ください。高齢者福祉課の窓口で、無料で配布中です。複数名集まれば、ご希望の場所で書き方講座も開催します。お気軽にお問い合わせください。

高齢者福祉課
☎11463

都市計画決定・変更案の縦覧

次の都市計画の決定・変更案について縦覧します。

【都市計画道路の変更】
①3・4・14号南立石亀川線（大分県決定）②3・5・24号鶴見明礬線（別府市決定）

【地区計画の決定】

陽向ガーデン地区地区計画（別府市決定）

期間 1月6日(水)～20日(水)
平日8時30分～17時

【区域区分の変更(大分県決定)及び用途地域の変更(別府市決定)】

期間 1月12日(火)～26日(火)
平日8時30分～17時



場所 都市政策課（市庁舎3階）、県都市・まちづくり推進課（県庁舎6階、大分県決定のみ縦覧可能）
※これらの案に対して縦覧期間中に意見書を提出することができません。

都市政策課 ☎11471

財政状況の公表 別府速見広域圏事務組合

令和2年度上半期の財政状況及び令和元年度決算状況を左記ホームページで公表しています。

HP <http://www.bekkihayami-oita.jp/>

別府速見地域広域市町村圏事務組合 ☎11126

普通救命講習

毎月日曜日に開催予定の普通救命講習は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当分の間、中止とします。※資格取得等のため修了証が必要な場合は別途ご相談ください。

消防本部警防課
☎11124

市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター
☎(21)2200

申込期間

1月4日(月)～15日(金)

抽選日 1月23日(土)

員でないこと。

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当すること。

⑥入居日時点で満60歳以上であること。

⑦身体障害者手帳(1級～4級)を持っている。

⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度)

⑨知的障がい者(⑧と同程度)

⑩生活保護受給者

◆特定公共賃貸住宅(2戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格①②③④に加え

次の条件を満たしていること。

世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が

15万8千円を超え

48万7千円以下

◆若年夫婦・若年単身者用住宅

申込資格 一般公営住宅の申込資格①③④に加え

次の条件を全て満たしていること。

ること。

①控除後の月額所得が15万8千円を超え

25万9千円以下

②若年夫婦・若年単身者向け住宅は令和3年3月1日現在の年齢が35歳以下

の人からなる夫婦で他に同居人がいないこと、または35歳以下の単身者

必要書類(要印鑑)を添え、期限内に申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項

①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。

ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合

は申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は入居できません。

③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。

④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

空家情報テレフォンサービス ☎(27)0839(24時間案内)

大分県住宅供給公社ウェブサイト (www.oita-jkk.jp)

「大分県住宅供給公社」↓

「別府市営住宅」

各出張所窓口 間取りのみ閲覧できます。

◆浜脇高層等店舗・浜脇再開発店舗入居者募集

申込受付 1月6日(水)～

物件	浜脇高層店舗	浜脇再開発店舗
場所	浜脇1丁目8番5号	浜脇2丁目8番20号
店舗面積	51.26㎡	44.93㎡
月額家賃	58,640円	53,870円

※敷金は月額家賃の6か月分です。詳しくは左記へお問い合わせください。

申問 別府市住宅管理センター

☎(21)2200

HP <https://www.city.bepu.oita.jp/>

別府市住宅管理センター

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	A	4	単身者
	1	F	5	
鶴見	1	G	4	単身者・家族
	1	H	4	
	1		5	
竹の内	1	C	3	家族
	1	D	3	
宮園	1	A	4	
上野口	1	C	2	
石垣原	1	A	2	
	2	B	簡二	
北中	1	B	2	
	1	C	1	
古賀口	1	C	1	
	1		3	
新別府	1	A	3	
	1	C	3	
扇山	1	D	1	
	1		1	
朝見再開発	1	A	2	
石田	1	A	4	
	1	B	4	
真光寺(特公賃)	1	—	7	
松原(特公賃)	1	—	5	

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です
市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と身分証を忘れずにお持ちください。

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

マイナンバーカード未取得の人へ

申請に必要な「QRコード付き交付申請書」が順次再送付されます

1月上旬から3月下旬にかけて、マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない人に、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーカードの申請に必要な「QRコード付き交付申請書」が再送付されます。

スマートフォンやタブレットをお持ちの人はオンライン申請が可能です（ご自身のメールアドレスの入力が必要です）。郵送で申請する場合は、QRコード付き交付申請書に必要事項を記入のうえ写真を貼り、同封の返信用封筒に入れて投函してください（申請先は、市役所ではありません）。申請方法がわからない人へ、市役所グランドフロアエスカレーター下で申請をサポートします（平日8時30分～17時）。

※必ず下記の本人確認書類（①または②）と同封の封筒・QRコード付き交付申請書、証明写真（縦4.5cm×横3.5cmで、6か月以内に撮影されたもの）をお持ちください。

※スマートフォンでの申請サポートを希望する場合、証明写真はご自身のスマートフォンで撮影したものをデータで送るため、証明写真の持ち込みは不要です。

【本人確認書類】

※①または②をお持ちください。

①顔写真付きの公的な本人確認書類の場合は1点

運転免許証・住民基本台帳カード・
パスポート・身体障害者手帳など

②顔写真のない公的な本人確認書類の場合は2点

健康保険証・介護保険被保険者証・
年金手帳・年金証書など

【問合せ先】

QRコード付き交付申請書に関すること

☎ 0120-95-0178

（マイナンバー総合フリーダイヤル）※年末年始を除く。

平日 9時30分～20時

土日祝 9時30分～17時30分

1月4日(月)～

QRコード付き交付申請書の申請サポートに関すること
総合政策課 ☎ 75-8521 平日のみ(8時30分～17時)

宝くじ助成金による コミュニティ助成事業

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るためのコミュニティ助成事業を行っています。

亀川地区防災士会防災備品の整備

地域の防災力向上を図るため、令和2年度の宝くじ助成金を活用して、亀川地区防災士会にトランシーバー、拡声器及び大型トイレ用テントを整備しました。



☎ 防災危機管理課 ☎ 21-2255

大分県埋蔵文化財センター の愛称を募集します

大分県の教育機関である「大分県立埋蔵文化財センター」では、令和3年度に開館5周年を迎えるにあたり、より愛され親しまれるよう、愛称を広く募集します。

応募資格 県内にお住まいの人であれば、
誰でも応募可能（応募点数3点まで）

応募方法 応募用紙（愛称、意味、氏名、住所などを記入）を郵送、FAXまたはメール

募集期間 1月4日(月)～2月5日(金) 当日消印有効

☎・送付先

大分県立埋蔵文化財センター（大分市牧緑町1-61）

※詳細は、大分県立埋蔵文化財センターに電話またはホームページをご覧ください。

HP <http://www.pref.oita.jp/site/maizobunka/>

☎ 097-552-0077

FAX 097-552-0700

☐ a31720@pref.oita.lg.jp

債務者相談会

(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。

日程 ①1月14日(木)

②1月28日(木)

時間 13時30分～16時30分

場所 ①市役所4階

4F-2会議室

②市役所5階

5F-1会議室

定員 各6人(先着順)

※電話で左記へ申込み

④ 産業政策課

☎(21)18881

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時 月～金曜日

9時～16時30分

※祝日除く。

相談員 消費生活専門相談員

場所・④

別府市消費生活センター

(市役所4階産業政策課内)

☎(21)18881

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日

9時～16時

受付15時30分まで

※祝日、年末年始は除く。

場所・④

人権啓発センター

(石垣東10丁目)

☎(23)61663

身近な人権講座

日時 1月25日(月)

13時30分～15時30分

場所 中部地区公民館

(南須賀)

テーマ 高齢者と人権

～笑顔あふれる地域づくり～

講師 NPO法人

川添なのはなクラブ

副会長兼

クラブマネージャー

岩本とみ代さん

④ 社会教育課

☎(21)1587

人権同和教育啓発課

☎(21)1291

市民人権講座

日時 1月27日(水)

10時～12時

場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目)

テーマ 子どもの人権問題

存在を大切にする

子どもとの暮らしの中

で見つけた小さなこと

講師 社会福祉法人

別府光の園

統括施設長

松永忠さん

④ 人権同和教育啓発課

☎(21)1291

人権啓発センター

☎(23)61663

オレンジカフェ別府

物忘れが気になる人や介護している家族、認知症に関心のある人が集い、交流する場です。

日時 1月16日(土) 13時30分～15時30分

場所 野口ふれあい交流センター(野口元町)

費用 100円(飲み物代)

④ 高齢者福祉課 ☎21-1442

わたしたちのねがい

女性と人権 ～男女共同参画社会の実現のために～

男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されているにもかかわらず、未だに「女だから・女なのに」といった性別役割意識や女性を軽視する風潮が根強く残っていて、雇用や昇進において平等に扱われないといった男女差別があります。ほかにも、性犯罪などの女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)、ストーカー、職場や学校で起こるセクシュアルハラスメントの問題も重大です。

DVは、主に配偶者や恋人など親しい関係にある人から受ける暴力という意味で使われています。お互いが対等な関係ではなく、一方が力で相手を自分の思うようにする(支配する)ことです。「身体的な暴力(殴る、蹴る、物を投げるなど)」だけでなく、「性的な暴力(性行為や中絶の強要など)」、「言葉での暴力・精神的な暴力(暴言、人前で侮辱する、人格を否定するなど)」、「経済的な暴力(生活費を渡さない、金銭管理を独占する、外で働かせないなど)」、「社会的暴力(常に行動を監視する、友人との付き合いを制限するなど)」、「デジタル暴力(携帯のチェック、GPSで居場所監視するなど)」などがあります。

また最近では、働く女性が妊娠や出産を理由に解雇や雇止めをされるなどの不利益な扱いや、職場で精神的・身体的な嫌がらせを受けるマタニティハラスメントが問題となっています。

このように、女性の社会進出や男女平等の実現にはまだまだ多くの障壁があり、実際に賃金や女性管理職の割合などにおいて性別間の格差が残されているのが現状です。このような格差を積極的に解消しようとする取り組みを「ポジティブ・アクション」といいます。性別に関わりなく、社会参加や自己実現の機会が保障され、存分に能力を発揮できる「男女共同参画社会」を共に築いていきましょう。

1月の無料人権相談 お気軽にご相談ください。

日時 13日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所3階 3F-1会議室(予約優先) ④ 人権同和教育啓発課 ☎21-1291

償却資産（固定資産税）の申告期限は2月1日(月)です

申告方法及び期限	課税対象		償却資産とは									
	構造物	機械・装置										
<p>初めて事業用の資産を所有する人、また過去に申告漏れがあった事業者は、申告書類を送付しますのでご連絡ください。</p> <p>申告・問 資産税課家屋償却係 ☎(21)1120</p>	<p>原則として耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産が課税対象になります。</p> <p>(個別に償却しているものや少額資産の特例適用を受けた資産は金額にかかわらず対象)</p>	<p>工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパート経営などの事業をしている会社や個人が事業のために使っている土地・家屋以外の資産のことです。</p>										
<p>資産の所有者は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。</p> <p>申告期限 令和3年2月1日(月)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少に伴う課税標準の特例(以下「コロナ軽減申告」という)を提出される場合は、償却資産の申告と合わせてご提出ください。コロナ軽減申告の申告期限も、令和3年2月1日(月)となっています。なお、その場合は、償却資産申告書(第二十六号様式)18備考欄の7. 他添付書類等名称に「コロナ軽減申告書」とご記入ください。コロナ軽減申告の詳細は下記をご参照ください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>船舶</td> <td>はしけ・漁船・遊漁船など</td> </tr> <tr> <td>車両・運搬具</td> <td>大型特殊自動車 ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>電気機械・印刷機・クリーニング設備・発電システムなど</td> </tr> <tr> <td>構造物</td> <td>広告塔・門・駐車場や緑化施設等の外構工事・屋外給排水など</td> </tr> <tr> <td>工具・器具・備品</td> <td>医療器具・パソコンなどの事務機・ルームエアコン・冷蔵庫・テレビ・カラオケ機器など</td> </tr> </table>	船舶	はしけ・漁船・遊漁船など	車両・運搬具	大型特殊自動車 ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く	機械・装置	電気機械・印刷機・クリーニング設備・発電システムなど	構造物	広告塔・門・駐車場や緑化施設等の外構工事・屋外給排水など	工具・器具・備品	医療器具・パソコンなどの事務機・ルームエアコン・冷蔵庫・テレビ・カラオケ機器など	
船舶	はしけ・漁船・遊漁船など											
車両・運搬具	大型特殊自動車 ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く											
機械・装置	電気機械・印刷機・クリーニング設備・発電システムなど											
構造物	広告塔・門・駐車場や緑化施設等の外構工事・屋外給排水など											
工具・器具・備品	医療器具・パソコンなどの事務機・ルームエアコン・冷蔵庫・テレビ・カラオケ機器など											

令和3年度課税分 固定資産税・都市計画税 「コロナ軽減申告書」提出期限は2月1日(月)です

市への申告手続の前に認定経営革新等支援機関等で確認を受ける必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が一定以上減少している中小事業者等(ただし大企業の子会社等は除く)に対して事業用家屋及び償却資産の固定資産税、都市計画税を軽減します。

軽減割合	令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計額が前年の同期間と比較して、 ■ 30%以上50%未満減少している場合…2分の1軽減 ■ 50%以上減少している場合…全額軽減
対象となる固定資産	令和3年1月1日現在において、中小事業者等が所有する事業用家屋と償却資産 ※令和3年度の課税分に限定されます。土地や個人が所有する居住用の家屋は軽減の対象外です。 ※事業用と居住用が一体の家屋の場合、事業に供している床面積に応じた部分が対象です。 ※事業用家屋の所有者が中小事業者等ではなく、個人(会社の経営者など)である場合は軽減の対象外です。 ただし個人(会社の経営者など)が所有する事業用家屋を「個人事業主」として会社へ貸し付けている場合、個人事業主の貸し付け事業収入が減少要件等を満たせば軽減の対象となる可能性があります。
手続方法	事前に認定経営革新等支援機関等へ申告書及び確認書類を提出し、要件を充たしていることの確認依頼を行ってください。支援機関等の確認を受けた後、同書類一式を別府市に提出してください。 ※認定経営革新等支援機関とは、国の認定を受けた税理士や公認会計士などですが、今回の軽減制度では国の認定を受けていない専門家も確認が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

市への申告書の提出期限 令和3年2月1日(月)まで【期限厳守】

※償却資産を所有している場合は、毎年行う償却資産の申告と同時に軽減の申告を行ってください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。eLTAXでも受付をしています。

市ホームページ→新型コロナウイルスに関する情報まとめ→令和3年度課税分新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税・都市計画税の軽減について

申告・問 資産税課 ☎21-1120



こちらから▲